こどもの健康 ※妊娠中に転入した人で、大和郡山市の妊婦健康診査補助券を持っていない人、お子さんの乳幼児健康 診査・育児相談票などを持っていない人は、「さんて郡山」へ連絡ください。※警報発令時には中止することがありますので「さんて郡山」までお問い合わせください。※12カ月児育児相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査には、右のQRコードより健康状態をご確認の上、受診ください。



- 10 7 KENTUR								
事業名		対 象	実施日	· 受付時	間	持ちもの・備考	実施場所	
■妊娠届 (母子健康手帳の交付および) 出産応援ギフト申請		医療機関で妊娠の判定を受けた人 要予約						
■こんにちは赤ちゃん訪問		生後0カ月~2カ月児	お子さんが生まれた全てのご家庭に、保健師・助産師・看護師が 子育て情報を持ってごあいさつにうかがいます。					
■到月時由≫木	4カ月児	生後4カ月の間のみ	実施日や予約の有無は、医療 機関で確認してください。		は、医療	·診査票 ·母子健康手帳 ·健康保険証	市内指定 医療機関	
■乳児健康診査	7カ月児	生後7カ月の間のみ			えい。			
■ 12カ月児育児相談 ブラッシング指導や絵本の紹介など 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪		令和4年6月 1日~15日生まれ	7日(金)	9:15~ 9:45		・育児相談票	さんて	
		令和4年6月16日~30日生まれ	21日(金)			・母子健康手帳・バスタオル		
■ 1歳6カ月児健康診査 ※1歳6カ月〜2歳未満まで受診可能 仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント♪		令和3年12月 1日~15日生まれ	5日(水)	13:00~ 13:45		・健康診査票・母子健康手帳・仕上げみがき用歯ブラシ・バスタオル		
		令和3年12月16日~31日生まれ	19日(水)					
■3歳児健康診査		令和2年1月 1日~15日生まれ	12日(水)	13:00~		・健康診査票(送付します) ・母子健康手帳		
※3歳~4歳未満まで受仕上げみがき用歯ブラシを		令和2年1月16日~31日生まれ	27日(木)	13:45		・尿(送付した容器に) ・子ども用歯ブラシ		
■乳幼児・妊産婦 歯の相談		乳幼児(0~6歳児 就学前)、	7日(金)・21	日(金)	11:00	・母子健康手帳・仕上げみがき用歯ブラシ※歯科健診ではありません。		
ブラッシング指導など、よる個別相談		妊産婦 ※各日定員1人。 要予約	5日(水)·12 19日(水)·27					
■マタニティ・赤ちゃ	ん相談	妊婦、おおむね出産後 1年までの産婦・乳児 要予約	5日(水)	9:30~11:30 13:00~15:30		· 母子健康手帳		
1人30分間の個別相談 (助産師が対応します)			26日(水)			・バスタオル(妊婦は不要)		

Ⅱこどもの定期予防接種

		対 象	標準的な接種年齢	接種回数	
■ロのウノ川ス成沙庁	1価	生後6週~生後24週0日に至るまで	後6週〜生後24週0日に至るまで 初回接種の開始は、生後2ヵ月〜生後		
■ロタウイルス感染症	5価	生後6週~生後32週0日に至るまで	14週6日まで	3 🗆	
■ B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2ヵ月~生後9ヵ月に至るまで	3 🛮	
■ヒブ(Hib) ■小児の肺炎球菌		生後2ヵ月以上生後60ヵ月 (5歳) に至るまで	初回の開始は、生後2ヵ月~ 生後7ヵ月に至るまで	初回3回 追加1回 ※接種年齢により回数が 異なります。	
■四種混合 ジフテリア・百日せき・ 破傷風・不活化ポリオ	1期	生後2ヵ月~生後90ヵ月 (7歳6ヵ月) に至るまで	初回:生後2ヵ月に達した時~ 生後12ヵ月に達するまでの期間 追加:初回3回終了後12月に達した時~ 18ヵ月に達するまでの期間	初回3回 追加1回	
■BCG		生後1歳に至るまで	生後5ヵ月に達した時から8ヵ月に達す	るまでの期間 1回	
■水痘		生後 12 カ月~ 36 カ月に至るまで	初回接種は生後12ヵ月~15ヵ月に達するまでの期間	20	
■ 庶 」		生後12ヵ月から生後24ヵ月に至	10		
■麻しん風しん	2期	平成29年4月2日~平成30年4	F4月2日~平成30年4月1日生まれ		
■日本脳炎	1期	生後6ヵ月~生後90ヵ月 (7歳6ヵ月) に至るまで	初回:3歳 追加:4歳	初回2回 追加1回	
	2期	9歳以上13歳未満	9歳	10	
■二種混合 ジフテリア・破傷風	2期	11歳以上13歳未満	11歳	10	
■ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)		小学6年生~ 高校1年生相当までの女子	中学1年生相当	30	

※予防接種について気にかかる事があれば、かかりつけ医または接種医師へ相談してください。※市外の医療機関で接種する場合は接種前に「さんて郡山」 で手続きが必要です。※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人は「さんて郡山」 までご相談ください。

◆日本脳炎予防接種の特例措置について(無料)

- ・平成7年4月2日~平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。 1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。 積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。
- ◆ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防) 予防接種の特例措置について (無料)

積極的勧奨を控えていた時期に接種対象者であった平成9年4月2日~平成19年4月1日生まれの女性は、令和7年3月31日まで無料で接種できます。積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。